

閻羅王の使の鬼召さるる人の饗を受けて恩を報ゆる

縁 第二十五

讃岐国山田郡に布敷臣衣女といふひと有り。聖武天皇の代に、衣女忽に病を得。時に偉しく百の味を備へて門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗す。閻羅王の使の鬼来りて衣女を召す。其の鬼走り疲れ、祭れる食を見て廻りて就きて受く。鬼衣女に語りて言はく「我れ汝が饗を受く。故に汝の恩を報いむ。もし同じき姓同じき名の人有りや」といふ。衣女答へて言はく「同じき国鶴垂郡に同じき姓の衣女有り」といふ。鬼衣女を率て、鶴垂郡の衣女の家に行きて、対面ふ。すなはち緋の囊より一尺の鑿を出して、額に打立て、すなはち召して將て去る。彼の山田郡の衣女は慥して家に帰す。時に閻羅王待ち校へて言はく「此れ召せる衣女にあらず。誤ち召すなり。然れば暫此に留め、捷に行きて山田郡の衣女を召せ」とのたまふ。鬼慥すこと得ず、荐山田郡の衣女を召して將て来る。閻羅王待ち見て言はく「当に是れ召せる衣女なり」とのたまふ。往ける彼の鶴垂郡の衣女は、家に帰る。三日の頃を経て鶴垂郡の衣女の身を焼失ふ。

また還りて閻羅王に愁へて白さく「体を失ひて依るところ無し」とまうす。時に王問ひて言はく「山田郡の衣女の体有りや」とのたまふ。答へて言さく「有り」とまうす。王言はく「其れを得て汝の身とせよ」とのたまふ。因りて鶴垂郡の衣女の身と為りて廻る。すなはち言はく「此れ我が家にあらず。我が家は鶴垂郡に有り」といふ。父母言はく「汝は我が子なり。何故ぞ然言ふ」といふ。衣女なほ聴かず、鶴垂郡の衣女の家に行きて言はく「当に此れ我が家なり」といふ。其の父母言はく「汝は我が子にあらず。我が子は焼き滅ぶ」といふ。此に衣女具に閻羅王の詔の状を陳ぶ。時に彼の二の郡の父母聞きて諾信ひ、二の家の財を以ちて許可し付属く。故に現在衣女四の父母を得、二の家の宝を得たり。饗を備へ鬼に賂ふ、此れ功虚しきことあらず。おほよそ物有らばなほ賂ひ饗すべし。是れまた奇異しき事なり。

いまだ仏の像を作畢らずして棄てたる木異霊しき表を

示す縁 第二十六

禅師広達は、俗姓下毛野朝臣、上総国武射郡の人なり一は群蘇郡の人と云ふ

第二十五縁 今昔物語集、二十ノ十八に書承。一 香川県高松市。二 未詳。本説話以外に所伝をみない。「布師臣(新撰姓氏録・和泉国所別)と同じと考へ、「ぬのしのおみ」と訓んでおく。三 未詳。広記二二三・童授の冥界の使者の鬼が人を病にして死に至らしめる例より推測すれば、本説話の鬼と疫神とは同一か。疫神を祭る風習の意味を説明しようとする説話として、本説話は考へられよう。四 国会図書館本訓釈「題(於母輪利弓)」。題「フケル、オモネル、メツ」(名義抄)。五 香川県丸亀市、綾歌郡、仲多度郡、あたり。六 未詳。岡山長府の「日本地理志料」によれば鶴足郡川津郷に布師首宮麻呂が所住。七 本来死ぬはずであった者が代理の者が鬼に殺される場に立ち会ふ例に、搜神記・十六・施統、広記・三二・張闔、がある。八 本書では、冥界とのかかりを有する者はアカ彩色のものを身につける。「額著・緋纒」(中巻七縁)、「下著・緋」(下巻九縁)など。九 冥界の使者の鬼が人の頭部に金属器を打ちこんで人を死に至らしめる例に、搜神記・十六・施統、広記・三二・張闔、がある。一〇 国会図書館本(徳ヒソカニ)、同訓釈(徳カクレテ)。「徳カクレテ(名義抄)」。二 名義抄によれば「捷の俗字」。「捷スミヤカニ」(国会図書館本訓釈)。三 死後三日を経ていたので鶴垂郡の衣女の身体は火葬にされてしまつていた。中世に至つてはじめて文献にあらわれる「からだ」という語を、本書の訓読では用いた。この語は古くより存在したと推測してもよいのではなからうか。四 山田郡の衣女の身体は、鶴垂郡の衣女の身体となつてよみがえつた。本説話は山田郡の衣女を主人公として叙述されている。下文に「備へ饗略鬼、此非功虚」とあるのより推せば、鬼に賂した山田郡の衣女はそのかいあつて蘇生した、として本説話は把握されている。山田郡の衣女の身体が鶴垂郡の衣女の身体となつたことが、山田郡の衣女の蘇生としてとらえられてゐる。身体は蘇生すなわちその人の蘇生、という考へである。死に際して魂が肉体から分離して輪廻し生する主体となる、と主として異なる。説話の展開は中国説話の世界に類例をみるが、その根柢の身体観は異なる。下巻二十八縁には景戒自身の火葬に關して、本説話とは異なつた身体観にもつた説話がある。五 死して蘇生した者が周辺の人々に、自分は別人の何某である、と告げる例に、広記二七六の李簡、竹季貞、陸彦、同・二三・孫季貞、などがある。いづれも、死骸が破壊されていたために他人の死骸を自分の身体として蘇生したとされる。云々上文には「賂於疫神、而饗之也」とある。疫神がすなわち鬼なのである。六 この説話では鬼に食事を与へたことが無駄になつてゐる(武田祐吉)という判断は誤り。山田郡の衣女は鬼に賂したかいつて鶴垂郡の衣女の身体となるというかたちで蘇生した。七 この教訓は笑いをめざす。

第二十六縁 あやしき表(七)の説話。今昔物語集・十二ノ十一、扶桑略記・聖武天皇条に書承。

一 統紀・宝龜三年(七)三月六日条に、持戒、看病に名を得た「禪師」のひとり「広達」がみえ、三國仏法伝通縁起・中に、「元興寺法相宗」として「広達大法師」がみえる(攷証)。「元千葉県山武郡あたり。三 千葉県君津市あたり。